



## 第1章

# 基本的な考え方

---

### 1. 人権とは

---

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」<sup>P135</sup>では、

「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」

「全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人の人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。」

としています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが、深刻化しています。

誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

---

## 2. 人権教育・啓発とは

---

国際連合(以下「国連」という。)では、「人権教育のための国連10年」行動計画で、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力である」と定義しています。

また、1994(平成6)年の国連決議文では、「人権教育は単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人びと、あらゆる社会層の人びとが、他の人の尊厳について学び、また、その尊厳をすべての社会で確立するための方法と手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と定義しています。

つまり、人権教育・啓発とは、学校教育だけでなく子どもから大人まで、すべての市民を対象とし、自分が大切であるのと同じように、他の人びとも大切な存在として理解し、人間としての尊厳が守られた社会を実現していくためには、どうすればよいのかを生涯にわたって学習することです。人権について単に知識として知るだけでなく具体的な態度や行動に現れるように、手段・方法を重視した取り組みを通じて、日常生活の中で自然に人権が守られた社会を実現していくために、市民と行政が協働して創造していく活動です。市民がさまざまな権利の主体であることを明らかにし、市民一人ひとりが、自分と他の人たちが幸せに生きていくために必要な権利について自覚し、それらの権利が侵害されないような社会をつくる必要があります。

そのためには、「①人権とは何かについて学ぶこと(人権尊重の社会をめざす教育)、②人権を守り育てていく社会や個人を育成すること(教育内容が大切であること)、③教育を受けることそのものが人権であること(教育権の保障)、④人権教育の学習過程が人権が守られた状態で展開されること(相手の人権を尊重して行われる教育)」(「八尾市人権教育のための国連10年行動計画」より)といった内容を含む人権教育・啓発を進めていかなければなりません。

---

## 3. 人権教育・啓発をめぐる背景

---

### (1) 国際的な動き

国連では、1948(昭和23)年の第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」を採択して以来、人権に関する数多くの国際規範を採

択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

また、1966(昭和41)年の総会において、法的な拘束力を持つ二つの「国際人権規約」が採択されました。

しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、1994(平成6)年の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど世界的な規模で活動が展開されてきました。

国連や国連教育科学文化機関(ユネスコ)等による人権教育・啓発に関する国際的な取り組みと連携して進めることは、これからの人権教育・啓発を進めるうえで必要不可欠です。「人権教育のための国連10年」は、2004(平成16)年12月末で終了を迎えましたが、国連は、2004(平成16)年12月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、2005(平成17)年1月から2007(平成19)年12月末までの第1フェーズ(段階)では「初等中等教育における人権教育」に焦点をあてた取り組みを進め、さらに、その期間を2年間延長し、2009(平成21)年12月末までとしました。

また、2010(平成22)年1月から2014(平成26)年12月までの第2フェーズ(段階)では、「高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権研修」に重点を置くこととされました。

さらに、2015(平成27)年1月から2019(令和元)年12月までの第3フェーズ(段階)では、「最初の2つのフェーズ(段階)の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」を重点に置くこととされました。なお、2020(令和2)年1月から2024(令和6)年12月までの第4フェーズ(段階)では、「青少年における人権教育の強化」に重点を置いています。

このほか、国連では2003(平成15)年から2012(平成24)年までを「国連識字の10年」として取り組んだほか、持続可能な共生社会を作っていくために、2005(平成17)年から2014(平成26)年までを、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、さまざまな課題に向きあい解決していく力を育むための「国連持続可能な開発のための教育の10年」<sup>P132</sup>を採択し、各地で取り組みを進めました。

「国連持続可能な開発のための教育の10年」では、「世界中の人びとや将来の世代までもが

安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。

これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人びとが互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取り組みとして、「国際の10年」や「国際年」といった取り組み、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。

また、開発や安全保障と並んで人権を重要分野の一つとして取り上げており、2006(平成18)年6月に、人権委員会を一つの委員会から理事会に格上げし、人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告や、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告など、人権に関する取り組みの充実を図っています。

2008(平成20)年12月には、「世界人権宣言」の60周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択しました。

2011(平成23)年12月の国連総会において、すべてのステークホルダー<sup>P135</sup>(利害関係者)による協同の取り組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取り組みを強化するべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

さらに、2015(平成27)年9月には、国連の総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中でSDGs(持続可能な開発目標)<sup>P130</sup>として、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられています。この「17のゴール(目標)と、169のターゲット」は、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と定められており、人権の実現、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント<sup>P131</sup>の達成の重要性が明確に示されています。

また、新たな人権課題として、「ビジネスと人権」<sup>P140</sup>に関する国際的な規制強化やAI(人工知能)が人権に与える影響、気候変動が人権に与える影響、移民・移住労働者の人権等に対する関心が高まっています。

## (2) 国内の状況

日本国内においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。

部落差別(同和問題)については、1965(昭和40)年8月に出された国の同和対策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権にかかる課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通してさまざまな人権問題の解決をめざす活動へと広がってきました。

また、こどもの権利に関する動きについては、2023(令和5)年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な法として「こども基本法」<sup>P132</sup>が施行されました。こども基本法は、日本国憲法と「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、すべてのこどもが心身の発達に関わらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福に暮らせる社会をめざす法律です。具体的には、差別されない権利や、生きる権利、発達する権利、意見が尊重される権利など、こどもの権利の保護と福祉を基本理念とし、こどもの意見反映や権利保障のための施策が進められています。

一方、女性や障がいのある人などの多様性(ダイバーシティ)に対する人権問題について、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリー<sup>P139</sup>に向けた取り組みなどが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取り組みは十分とはいえず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、1997(平成9)年7月に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、人権教育の取り組みが進められてきました。

また、「人権擁護施策推進法」が1997(平成9)年3月に施行され、同法による人権擁護推進審議会からの答申が出されています。その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000(平成12)年12月に施行され、人権教育・啓発の理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした基本計画の策定や年次報告等

の内容が盛り込まれました。

この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が、2002(平成14)年3月に策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、2008(平成20)年3月までに3次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。また、2011(平成23)年4月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

一方で、人権擁護及び救済については、人権擁護推進審議会から、2001(平成13)年に「人権救済制度の在り方について」、「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出され、答申に基づき、2002(平成14)年3月に「人権擁護法案」が国会に提出されましたが、数次の国会審議を経て、2003(平成15)年10月で廃案となっています。

また、2005(平成17)年に「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」、2012(平成24)年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、いずれも廃案となっています。さらに、2011(平成23)年8月には「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」が公表され、同年12月に「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」が公表されました。国連からも国内人権機関の設置等をめざすよう勧告を受けています。

その後、国ではさまざまな人権を具体的に保障するために、2016(平成28)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」<sup>P134</sup>(障害者差別解消法)、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」<sup>P142</sup>(ヘイトスピーチ解消法)、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」<sup>P141</sup>(部落差別解消推進法)を相次いで施行するなど、個別の分野にかかる法律の整備や人権尊重の取り組みが進められています。

2023(令和5)年6月には、全ての国民が、ジェンダー平等の実現をめざした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」<sup>P135</sup>が施行されました。

2024(令和6)年4月には、女性の福祉、人権の尊重、男女平等を基本理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」<sup>P133</sup>が施行され、基づき、生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑な課題を抱える女性に対し、民間団体との協働やアウトリーチを含めたきめ細やかな支援体制の構築が進められています。

2024(令和6)年7月に最高裁判所は、障がい者などへの強制不妊手術を強いた「旧優生保

護法」<sup>P132</sup>(1948-96年)の規定を憲法違反と判断しました。この判決を受けて、国は謝罪し、障がい者への偏見差別根絶に向け、全府省庁による「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を立ち上げました。そして、政府は、障がい者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画を策定し、教育・啓発等を含めて取り組みを強化しました。

2025(令和7)年4月にはインターネット上の違法・有害情報による被害者救済を目的とした「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。

2025(令和7)年6月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が改定され、①「ビジネスと人権」に関する記載を追加したこと、②「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理したこと、③「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加したこと、④「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立させたことなどの変更が行われました。

### (3) 八尾市のこれまでの取り組み

本市では、部落差別(同和問題)の解決を市政の重要課題と位置づけ、早くから取り組んできました。「同和教育の基本方針」を1963(昭和38)年に策定した後、1967(昭和42)年6月には「八尾市同和教育基本方針」を全面改正するなど、同和教育を推進してきました。

また、1966(昭和41)年に、大阪府内においてもいち早く、「八尾市同和教育推進協議会」(現在の八尾市人権啓発推進協議会)を発足させ、1979(昭和54)年には「八尾市企業内同和问题研修推進協議会」(現在の八尾市企業人権協議会)を発足するなど、市民や企業等に対する啓発活動の促進を図ってきました。

さらに、庁内の推進体制として、1985(昭和60)年7月に人権問題に対する市民の認識を深め、幅広い理解を促進し、人権問題の解決に資するため、八尾市人権啓発推進本部(現在の八尾市人権施策推進本部)を設置し、市民、企業等に対する啓発活動を推進してきました。

1988(昭和63)年には「男女平等を推進するための八尾市指針」の策定と同時に庁内に推進本部を設置し、男女共同参画の推進を図ってきました。1990(平成2)年6月には「八尾市在日外国人教育基本指針」を策定するなど、人権に関するさまざまな取り組みを実施してきました。

1997(平成9)年7月には、市長を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、総合的かつ効果的な推進を図ってきました。1999(平成11)年には、2004(平成16)年までを計画期間とする「八尾市人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、その後の人権施策を推進する際の基本的な指針としてきました。

2001(平成13)年3月に、すべての人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組むために「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、その後、同条例に基づく八尾市人権尊重の社会づくり審議会の答申を受けて、2006(平成18)年3月に「八尾市人権教育・啓発プラン」を策定しました。

2016(平成28)年3月には、社会状況の変化や新たに起こっている課題などに対応するため、第2次計画を策定、2021(令和3)年3月には、中間見直しにより第2次計画(改定版)を策定、人権教育・啓発についての取り組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

その後も本市では、社会環境の急速な変化や多様化・複合化する新たな人権課題に対応するため、独自施策を推進しています。

また、部落差別(同和問題)の解決に向けては、2021(令和3)年12月に「部落差別の解消に関する施策の方向性について」の答申が出されました。この答申では、部落差別(同和問題)の解消が依然として重要な課題であり、インターネット上で差別事象が増加している現状を踏まえ、部落差別解消推進法の理念に基づき、粘り強く教育・啓発活動を継続し、相談体制の強化を図ることの重要性が示されています。

さらに、2025(令和7)年4月1日には、障がい者の人権の尊重に向け、手話は言語であるという認識に基づき、国法の趣旨を踏まえた「八尾市手話言語条例」が議会提出により制定されました。これは、誰もが地域で支え合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現を目的としており、手話を使用しやすい環境整備を推進しています。

---

## 4. 計画の位置づけ

---

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条で、地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされています。さらに、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を推進するための方策として、八尾市人権尊重の社会づくり審議会の答申で

は、人権施策を推進する際の基本方向として、「人権意識の高揚を図る施策」と「人権擁護に資する施策」を掲げており、本計画はそのうちの人権意識の高揚を図るための施策の推進計画として位置づけています。

一方、人権擁護にかかる計画の策定については、引き続き国における法制化の動向を注視する必要があり、当面、具体的な取り組みとして、人権相談などを通じて、人権侵害を受ける、あるいは受ける可能性のある市民が自らの判断により課題解決ができるよう、適切な助言や情報提供などの支援を行うとともに、関係機関等との連携や協力を通して人権侵害の実態、課題や必要な取り組みの把握に努めるなど、人権擁護に資する施策を推進していきます。

なお、今回の本計画の策定経過において、これまでの取り組み成果と到達点を検証し、今後の取り組み方向を示すことにより、本市の人権教育・啓発の取り組みを一層推進していきます。

#### ● 総合計画との関係

本市では、第6次総計において、目標年次を2028(令和10)年度とし、その将来都市像を「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市八尾」としています。この将来都市像を実現するために、6つのまちづくりの目標を掲げています。

6つのまちづくり目標に向けた取り組みを進めるため、33の施策を構成しており、施策 No.27「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」において、めざす暮らしの姿として「一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らしています。」などを掲げ、まちづくりを進めています。

本計画は、「第6次総計」に基づき推進します。

#### ● 各分野の個別計画との関係

「八尾市地域福祉計画」や「八尾市教育振興基本計画」等の各分野における人権教育・啓発に関わる取り組みについては、本計画と連携しながら、各分野を主管する部局がそれぞれの施策に人権の視点を取り入れ、一体的に実施していく必要があります。

また、2015(平成27)年5月に策定した「八尾市いじめ防止基本方針」(2021(令和3)年3月改定)では、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他あらゆる関係者の連携のもと、社会全体でいじめ問題の克服をめざしています。

いじめは「重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である」ことから、本計画は「八尾市いじめ防止基本方針」における対策の内容と整合を図り、人権教育・啓発を推進していきます。

さらに、各分野の個別計画においても、人権教育・啓発に関わる取り組みを進め、本計画と連携しながら一体的に実施しています。

## 5. このプランのめざすもの(基本理念)

人権教育・啓発がめざすものは、こどもから高齢者に至るまでの市民一人ひとりが家庭をはじめ地域社会、職場、学校など、生活のあらゆる場において、人権問題に気づき、人権感覚を養い、その解決に向けた知識やスキル(技能)を身につけ、日常生活において実践し、豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」につなげていくことです。



---

## 6. 大切にしたい視点

---

本計画の策定にあたり、人権教育・啓発を進めるうえで大切にしたい視点を、親しみやすく、人権をより身近に感じてもらえる標語形式で、以下の9項目に整理しました。

### 視点1 伝えよう 一人ひとりが 持つ権利

人権は、人間として生きていくうえで欠かせないあらゆる権利を意味します。その権利を知らないでいると、自らが不利益を受けるだけでなく、他の人の願いを軽んじることにもなります。人権教育・啓発では人が持つ権利を伝え、一人ひとりの願いを実現していける「力」にしていきます。

### 視点2 日常の いつでもどこでも 人権を

人は、生涯にわたって人権教育・啓発を学び続ける必要があります。子どもから高齢者まであらゆる人が、デジタル空間を含むあらゆる生活領域で人権教育を受けられるしくみが重要です。

### 視点3 大切ね 一人ひとりが ちがうこと

人には、性別や年齢、身体的特徴、人種や民族、出身地や国籍、思想や信条などさまざまな違いがあります。こうした「違い」が「差別」につながらないように、人権教育・啓発では、複数の属性が重なることによって、より深刻な差別が生じうることを理解し、一人ひとりの個性が尊重され、ともに生活できる社会をめざすことの大切さを学びます。

### 視点4 当事者の 声から学び 反映し

人権は、人間らしさを求める声から生まれてきたといえます。人権教育・啓発では、人権課題の当事者の体験や願いから学ぶことを大切にし、共感から連帯を育むことによって、人権課題の当事者の主体的な社会参加を支援し、その経験や意見を施策に反映させていきます。

### 視点5 学ぶのは 参加体験 協働で

人権の学びは、暮らしの中で活かされなければ意味がありません。人権を尊重する社会の実現は、多くの人びとの心がけ・働きかけや努力によって実現していきます。

人権教育では、学び手が主体となった、参加と体験と協働に基づく学習方法の推進を図っていきます。

### 視点6 保障する すべての人の 学習権

学習権は、自分らしく輝き、能力を開花させ、人生において自己実現していくための礎となるものです。生活上の必要な情報を得たり、自分の権利や利益を守るため、読み書きを学ぶ機会の保障と支援をおこなうことや、自らが誇りを持てるように、出身の文化を学べることも、人権教育です。

### 視点7 こどもたち 参加・参画 だいじだね

こどもも大人と同じ一人の人間であり、権利の主体者です。こどもが持つ権利を伝え、こどもの考えに耳を傾け、自分たちの教育に参加と参画を保障することが大切です。

### 視点8 計画を 伝えること 大切に

計画を市民の一人ひとりに伝えていくことも人権教育・啓発です。学習機会の情報のみならず、一人で悩まずにすむように、相談機関などの情報を伝えていくことも人権教育・啓発です。

### 視点9 人権を すすめていくのも 市民主体

計画の具体化も、市民とともに考え取り組んでいきます。市民による自発的な人権教育・啓発活動を支援し、市民が活躍できるしくみを考えていきます。

---

## 7. 計画の目標年次

---

本計画の目標年次は、2035(令和17)年度とします。

---